



新宿区 町会・自治会 活性化推進プラン 概要版

令和7(2025)年4月



策定の背景・趣旨

区は、地域コミュニティの中心的な組織である町会・自治会の活性化を図り、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現することを目的として、令和6年12月に「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

条例で掲げた目的の実現に向けて、町会・自治会の活性化のために必要な施策を体系化し、効果的・効率的に推進するため「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）を策定します。

位置づけ

推進プランは、条例（第13条）に基づき策定する計画であり「新宿区総合計画」、「新宿区実行計画」及び「分野別計画」との整合を図りながら、活性化施策を体系化し、総合的に推進する施策について示します。

本推進プランで推進する施策については、行政評価等により、分析及び検証を行います。

また、区内各部署に調査を実施し、活性化施策における取組内容の変更等について確認を行い、必要に応じて見直しを図ります。

新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例

第13条 区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。

期間

推進プランは、「新宿区総合計画」及び「新宿区第三次実行計画」との整合を図るため、令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの3年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。

構成

推進プランは、新宿区の町会・自治会及び地域で活動する各主体の現状を踏まえて、町会・自治会及び地域コミュニティの活性化における課題を整理・分析し、町会・自治会及び地域コミュニティの活性化の推進に向けて、推進プランの「目指す姿」と3つの「基本目標」、これらを達成するための10の「施策の方向性」を定めるとともに、「施策の方向性」ごとに推進する事業を「主な取組」と「関連事業一覧」で示します。



町会・自治会の現状

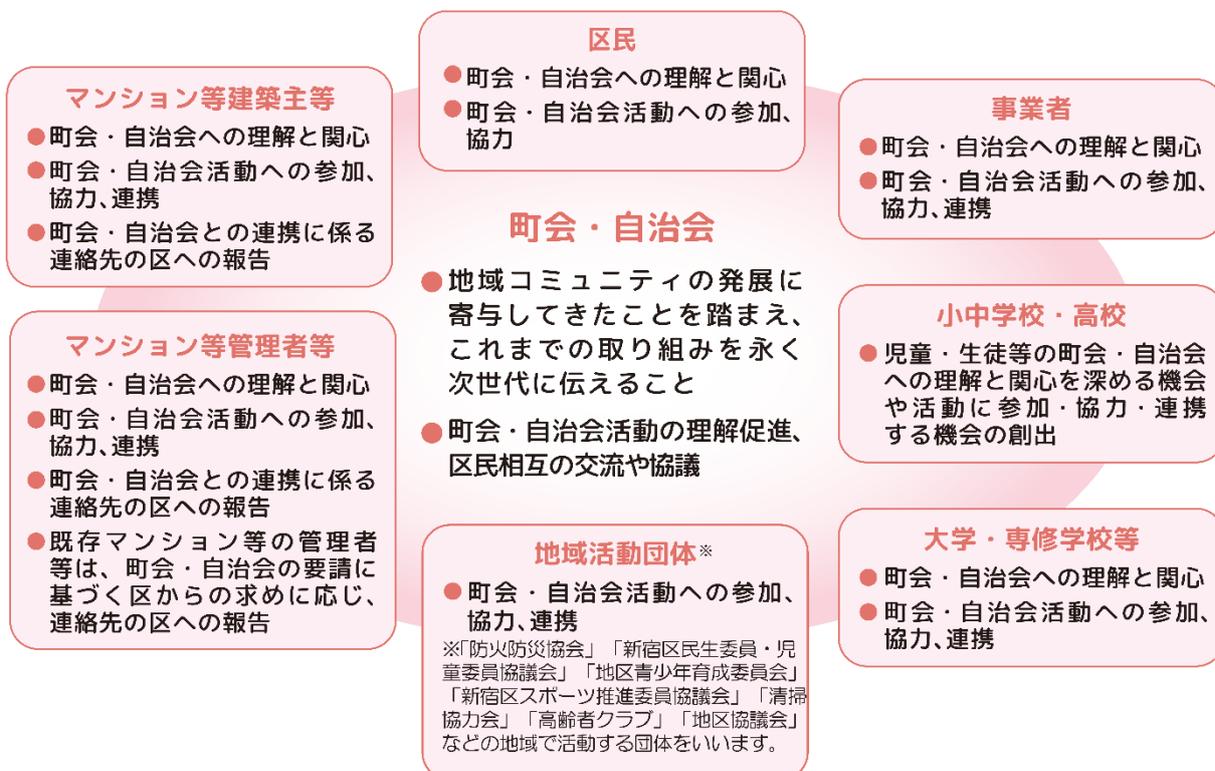
町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行う中で地域コミュニティの発展に寄与してきました。条例では、町会・自治会を「区の区域内の一定の地域に居住する者並びに事業者及び商店会その他の団体により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体」と定義しています。

新宿区内には、10か所の特別出張所と区役所周辺の地区を合わせた11地区において、地区町会連合会が設立され、200の町会・自治会が加入しています。また、町会・自治会への加入率は、令和6年8月1日時点で42.04%となっています。

町会・自治会を取り巻く地域コミュニティの主体と現状

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、地域の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与しています。条例では、地域コミュニティを「区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会」と定義し、地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながるとしています。

《各主体の役割》



(1) 区民

条例では、地域コミュニティに関する主体の一つとして「区民」を挙げています。条例では、区民を「区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者」と定義し、新宿区内に居住している人だけではなく、地域コミュニティを活性化させるため、新宿区内で働く方、通学している方及び地域活動を行う方も区民として幅広く捉えています。新宿区の住民基本台帳人口（各年8月1日時点）によると、新宿区の総世帯数（外国人世帯を含む）は平成24年度以降、増加の傾向にあり、平成24年度の196,868世帯と比較して令和6年度の総世帯数は231,114世帯となっており、17.4%（34,246世帯）増加しています。

(2) 事業者

新宿区内において事務所又は事業所を有し、地域に根差した事業活動を行う事業者は、地域コミュニティにおける重要な主体の一つです。条例では、事業者を「区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人」と定義しています。令和3年経済センサス活動調査によると、新宿区の実業所数は33,094事業所、1km²あたりの事業所数は1,816.4事業所と全国10位となっています。

(3) マンション等建築主等、マンション等管理者等

新宿区において住民の約8割がマンション等に居住しているという状況を踏まえ、条例では地域コミュニティや町会・自治会に関わる重要な主体の一つとして「マンション等建築主等」と「マンション等管理者等」を挙げています。共同住宅や長屋建てなどのマンション等に居住する世帯数について、「住宅・土地統計調査」をみると、新宿区では、平成15年度から令和5年度にかけて一戸建ては24,230戸から21,670戸へ減少（10.6%）しているのに対し、共同住宅・長屋建ては128,800戸から203,700戸へと大きく増加（58.2%）しています。

(4) 小中学校・高校

新宿区内に立地する小中学校・高校は、その授業及び課外活動等において、地域の避難所訓練に参加するなど、地域コミュニティや町会・自治会との関わりも多いことが想定される主体です。新宿区内には、公立と私立を合わせて30の小学校、16の中学校、11の高校が立地しています。



(5) 大学・専修学校等

新宿区内に立地する大学・専修学校等も小中学校・高校と同様に、地域コミュニティや町会・自治会との関わりが想定される主体であり、区は、新宿区内の大学等と包括連携協定を結び、地域が抱える社会的課題を解決するための取組を行っています。新宿区内には22の大学、1の短期大学、49の専修学校、12の各種学校が立地しています。

(6) 地域活動団体

条例では、ここまで挙げた主体以外にも、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体を地域活動団体として主体の一つとして位置づけ、「防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体」と定義しています。

新宿区内には、多種多様な団体が地域活動団体として、様々な分野において活動に取り組んでいます。

現状からみえる課題

(1) 町会・自治会の持続的な運営における課題

地域コミュニティの中心的な役割を担う町会・自治会の活動は、有志の町会員・自治会員によって運営されており、運営資金の大部分が町会費・自治会費によってまかなわれています。町会・自治会への加入率の低下や高齢化に伴う役員等の担い手不足により、町会・自治会の持続的な運営が難しくなることが課題と言えます。

① 町会・自治会の認知度の低下

区民に対して町会・自治会への理解の促進を図るためには、町会・自治会の活動に関する積極的な情報発信が求められます。インターネットや SNS を積極的に活用するなど、多様な手段による情報発信を通じて、町会・自治会の活動とその重要性を知ってもらうことが必要です。

② マンション等の増加に伴う加入率の低下

今後も増加が予想されるマンション等の住民に対して、町会・自治会活動の重要性や必要性について更なる周知を図り、町会・自治会との連携や加入を呼びかけることが必要です。

③ 役員等の担い手不足

町会・自治会の活動を持続し、活性化させるためには、新たな担い手となる若い世代の参加を促す施策や取組が必要といえます。こうした新たな担い手の発掘と合わせて、町会・自治会の運営において役員にかかる負担を軽減するため、区から町会・自治会に依頼している業務の見直しを行うとともに、アプリの活用などデジタル技術を取り入れることで町会・自治会の運営業務の効率化を図る必要があります。

(2) 地域の様々な主体による参加・協力・連携における課題

多様化する地域課題に対応し、地域コミュニティの活性化をより一層図るためには、条例で役割を定めた「事業者」や「マンション等建築主等」、「マンション等管理者等」、「小中学校・高校」、「大学・専修学校等」、「地域活動団体」が、町会・自治会活動に参加・協力・連携するとともに、地域の一員として、共に地域活動を行うことが必要です。こうした地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティ活動へ参加・協力・連携しやすい環境を整備するとともに、地域の様々な分野での課題解決に向けた活動に対する支援や、連携を促進するネットワークづくりなどが求められます。



施策体系

条例で掲げる「基本理念」や「区の責務」、「町会・自治会及び地域コミュニティを取り巻く現状と課題」を踏まえ、推進プランでは、「目指す姿」、3つの「基本目標」を定めます。

また、10の「施策の方向性」ごとに、庁内各部署において実施する関連事業を示しています。

目指す姿	基本目標	施策の方向性
<p>地域の中心的な組織である町会・自治会と地域で活動する様々な主体が相互に理解を深め、各々が地域の一員として、将来にわたりまちづくりの携わり支え合う地域コミュニティの実現</p>	<p>基本目標Ⅰ</p> <p>町会・自治会の持続可能な運営を推進します</p>	<p>I-1 未加入者や転入者等に対して、町会・自治会への加入を促進します</p> <p>I-2 町会・自治会の安定的な組織運営に向けた支援を行います</p> <p>I-3 業務改善やスマートフォンの活用など 町会・自治会のデジタル化を支援します</p> <p>I-4 町会・自治会が充実した活動が行えるように活動拠点確保に向けた支援を行います</p> <p>I-5 町会・自治会に関する情報発信や 町会・自治会の情報発信支援を行います</p>
	<p>基本目標Ⅱ</p> <p>地域で活動する様々な主体による地域コミュニティへの参加・協力・連携を推進します</p>	<p>II-1 地域で活動する様々な主体に対して地域コミュニティに関する周知・意識啓発を行います</p> <p>II-2 地域コミュニティに関わる人の増加につながる教育や人材育成を行います</p> <p>II-3 地域で活動する様々な主体に対してインセンティブを付与し、地域コミュニティへの参加・協力・連携を促します</p>
	<p>基本目標Ⅲ</p> <p>安全安心で暮らしやすいまちづくりのための活動を推進します</p>	<p>III-1 地域コミュニティに関する様々な活動に対して支援を行います</p> <p>III-2 地域コミュニティに関わる様々な主体の連携を支援します</p>

関連事業（例）

I-1. 加入促進

町会・自治会活性化支援【地域コミュニティ課】、特別出張所の管理運営【各特別出張所】

I-2. 安定的な組織運営への支援

災害訓練等の実施【危機管理課】、地域防災コミュニティの育成【危機管理課】、コミュニティ活動補償制度【地域コミュニティ課】、特別出張所の管理運営【各特別出張所】、地域活動への支援【地域コミュニティ課】、地域コミュニティ事業助成【地域コミュニティ課】、ポイ捨て防止ときれいなまちづくり【ごみ減量リサイクル課】、資源回収の推進【新宿清掃事務所】

I-3. デジタル化支援

町会・自治会活性化支援【地域コミュニティ課】

I-4. 活動拠点確保に向けた支援

地域センターの管理運営【地域コミュニティ課】、学校施設等の活用【生涯学習スポーツ課】、その他区有施設等の維持管理【男女共同参画課、地域包括ケア推進課、健康政策課、土木管理課など】

I-5. 情報発信支援

広報活動【区政情報課】、町会・自治会活性化支援【地域コミュニティ課】、掲示板の維持管理【地域コミュニティ課】、外国人への情報提供【多文化共生推進課】、大新宿区まつり【文化観光課】

II-1. 周知・意識啓発

広報活動【区政情報課】、町会・自治会活性化支援【地域コミュニティ課】

II-2. 教育・人材育成

新宿未来創造財団運営助成（文化活動・国際交流）【生涯学習スポーツ課、文化観光課】、学校安全対策【教育調整課】、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実【教育支援課】

II-3. 各主体へのインセンティブ付与等

公民連携（民間活用）の推進【行政管理課】、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【男女共同参画課】

III-1. 活動への支援

（防災・防犯）マンション防災対策の充実【危機管理課】、詐欺・消費者対策【危機管理課、消費生活就労支援課】、民有灯及び商店街灯の支援【道路課】

（環境美化）地域に根ざしたみどりの普及や啓発【みどり公園課】、資源回収の推進【新宿清掃事務所】

（高齢者・子ども）高齢者福祉活動事業助成等【地域包括ケア推進課】、子ども未来基金【子ども家庭課】、プレイパーク活動の推進【子育て支援課】、新宿区社会福祉協議会運営助成【地域福祉課】

（スポーツ）新宿未来創造財団運営助成【生涯学習スポーツ課】

（その他）にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援【産業振興課】

III-2. 各主体の連携支援

（防災・防犯）災害訓練等の実施【危機管理課】、安全安心推進活動の強化【危機管理課】

（高齢者・子ども）地域見守り協力員【高齢者支援課】、多様な主体による支え合いの推進【地域包括ケア推進課】、青少年健全育成活動【子ども家庭課】、民生委員・児童委員協議会に対する事業助成【地域福祉課】

（環境美化）大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進【大久保特別出張所、文化観光課、みどり公園課、交通対策課、ごみ減量リサイクル課】

（スポーツ）スポーツコミュニティの推進【生涯学習スポーツ課】

（その他）地域保健医療支援体制の推進【健康政策課】、みんなで進める交通安全【交通対策課】、多文化共生のまちづくりの推進【多文化共生推進課】

刊行物作成番号
2025-5-2601

新宿区町会・自治会活性化推進プラン 概要版

【発行年月】 令和7(2025)年4月

【発行】 新宿区地域振興部地域コミュニティ課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

【電話】 03-5273-4127

【F A X】 03-3209-7455

